

## その他：安全対策委員会行事全般についての注意事項

### (1) 新型コロナウイルス感染防止対策に関して

- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催を中止する場合があります。中止については、必ず山口県スキー連盟のホームページにて開催の有無をご確認ください。
- ・受付での「健康チェックシート」の提出及び開催期間中の健康観察等に、ご協力ください。
- ・「体温が37.5度以上ある方」「体調が優れない方」は、参加をご遠慮ください。また、必要に応じて、保健所等の公的機関へ個人情報を提供する場合があります。
- ・マスクやフェイスマスクのなどの使用により、飛沫感染防止にご協力ください。
- ・ゲレンデ施設等においては、手指消毒を行ってください。
- ・行事終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が現れた場合は、山口県スキー連盟事務局（TEL:083-927-9655）及び山口県新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル（TEL:083-902-2510）に速やかにご連絡ください。

### (2) 認定パトロール資格について

認定パトロールの合格をもって、県認定パト規定における「山口県認定パトロール養成講習会の受講終了」となります。また、その任期は、合格した年を含め2年とします。尚、この資格は、山口県スキー連盟においての、全日本公認パトロールの受検承認基準となります。

### (3) 会場について

参加者の状況・積雪状況などにより、会場を決定・変更する場合があります。その際は、予め参加者に連絡いたします。

### (4) 赤十字救急法救急員について

2021年度より、公認スキーパトロールの申込要件として、「赤十字救急法救急員認定証」について、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う受検要件特例措置」を実施し、申込時に認定証がなくても受験を可能にする特例処置がとられています。

さらに、2023年度は、「赤十字救急法救急員認定証」に替えて、赤十字救急法基礎講習検定合格者に付与される「赤十字ベシクライフサポーター認定証」（有効期間5年）の交付を受けているか取得見込みも申込要件となります。

そのため、県認定スキーパトロールにおいても、公認スキーパトロールに準じて、特例処置を実施していました。

しかし、山口県では、同講習が再開されているため、特例処置を実施せず、「赤十字救急法救急員認定証」の交付を受けていることを基本的な申込要件とします。

ただし、山口県内での開催状況（日程・回数）を考慮して、認定パトロール検定会までに、救急法救急員養成講習会を受講終了していることを申込要件とします。尚、認定パトロール検定会までに、「赤十字救急法救急員認定証」が提示できない場合、後日速やかに「赤十字救急法救急員認定証」を県連に送付（送信）することとします。そのため、検定会の可否は、「赤十字救急法救急員認定証」が提示されるまで保留となります。

また、日本赤十字社より、

「認定証の有効期間における特例措置」（2021年2月12日付）

2021年（令和3年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日の間に有効期間の満了を迎える資格については、一律、2024年（令和6年）3月31日まで、その資格が有効であるとみなします。

が、公示され、公認スキーパトロールでも、この特例処置を採用する（2022.9.15）ため、県認定パトロールにおいても、この特例処置を採用し、赤十字救急法救急員認定証の有効期限の延長を認めます。

### (5) 傷害保険

参加者は、各自でスキー傷害保険に加入してください。

**(6) 必要書類**

【2023年度 県認定パト養成・研修・救急法雪上講習会】の申し込みにおいては、必要資格の証明は、申込書での自己申告とします。また、赤十字救急員認定証については、取得見込みも認めます。

【2023年度 山口県認定パトロール検定会】の参加要件の資格書類について、指導員・準指導員は当日の会員証の提示とし、級別テスト1級以上は合格証、医師・看護師・准看護師・救急救命士は免許状、救急I課程は修了証、有効期限内の赤十字認定証(両面)を申込書類と合わせて、コピー(PDF)の提出とします。

尚、申込方法は、必要書類を郵送及び、PDFのE-mailでの提出も可能とします。

※有効期限内の赤十字認定証(両面)については、(4)を参照

**(7) 個人情報**

行事の申し込みに当たり、参加者の個人情報は、行事の運営のみに使用されることに同意の上お申し込みください。